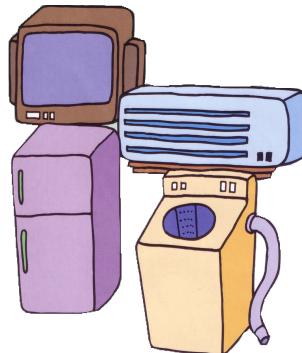


# 家電リサイクル法

## 家電リサイクル法について

平成13年4月から家電リサイクル法が施行され、

- ・エアコン
- ・テレビ
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、衣類乾燥機



の4品目については、家庭用に限り排出者が処理料と収集運搬料を払い家電小売業者に引き取りしてもらうことになりました。しかし、引き取り手のないものについては南砺リサイクルセンターでも引き取ります。その際、次の方法で持ち込みして下さい。(業務用は対象外です。間違えないよう気を付けて下さい。)

## 持ち込み方

まず、最寄りの**郵便局**で処理料を振込みし、その時に記入した家電リサイクル券と一緒に南砺リサイクルセンターへ持ってきて下さい。この家電リサイクル券がないと引き取りできません。

南砺リサイクルセンターでは収集運搬料を1台につき**2,000円**いただきます。

※家電リサイクル券にはメーカーコードを記入する欄がありますので、確認してから郵便局へ行って下さい。その際、書き損じると書き直しとなりますので、気を付けて下さい。

※家電製品を分解して持ち込まれても処理料・収集運搬料は変わりませんのでそのまま持ち込んで下さい。

## 処理にかかる費用

対象家電製品	処理料(*)	収集運搬料
エアコン	1,575円	
テレビ	15型以下1,785円	・家電小売業者が設定 ・南砺リサイクルセンターは 2,000円
	16型以上2,835円	
冷蔵庫 冷凍庫	170L以下3,780円	
	171L以上4,830円	
洗濯機・衣類乾燥機	2,520円	

(\*)処理料についてはメーカーにより大きさを分けていないところや違う料金のところがあります。

詳しいことは[家電リサイクル券センター](#)のホームページをご覧下さい。